

神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市がすこやか保育支援事業の充実を図るため、市内に所在する民間の認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業（以下「認定こども園等」という。）に対し、補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象となる施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 入園・入所した児童で、こども家庭局が行う判定の結果、他の児童との集団による教育・保育（以下、「統合教育・保育」という。）を行うにあたって、受入認定こども園等において、配慮及び支援を行うことが必要な児童に教育・保育を提供している保育所、認定こども園
- (2) 入園・入所した児童で、こども家庭局が行う判定の結果、統合教育・保育を行うにあたって、受入認定こども園等において、特に重度の児童の状況に対応をするための配慮及び支援を行うことが必要な児童を保育している保育所、認定こども園
- (3) 入園・入所した児童で、こども家庭局が行う判定の結果、統合教育・保育を行うにあたって、受入認定こども園等において、特に重度の児童の状況に対応をするための配慮及び支援を行うことが必要な児童を保育している小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業

2 国又は地方公共団体が運営する施設、国又は地方公共団体から委託を受けて運営する施設及び国又は地方公共団体が出資又は出捐する法人が運営する施設は補助の対象としない。

(補助金の種類及び額)

第3条 補助金の額は別表に定める額とする。

2 前条各号に掲げる要配慮児童のうち、学校法人立の認定こども園に在籍する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる子どもであって、兵庫県特別支援教育振興費補助（以下「県補助」という。）を受けている場合は、当該認定こども園に対し、前項に掲げる別表既定の月単価により算定した額から、県補助額を控除した額を支給する。

(補助金の申請)

第4条 補助事業を行おうとする者（以下、「補助事業者」という。）は、市長が指定する期日までに、神戸市すこやか保育支援事業補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申

請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、その旨を神戸市すこやか保育支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、神戸市すこやか保育支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第7条 第3条の補助金は、毎年度上半期及び下半期に分けて交付する。

(補助金の使途)

第8条 補助金の使途は、保育士資格を有するものを雇用するなど、すこやか保育支援事業に必要な経費に充てるものとする。

(遵守事項)

第9条 認定こども園等は、児童の状況及び処遇方針等に関し、こども家庭局、福祉事務所、当該児童の保護者等と密接に連絡を取り、児童の福祉の向上に努めなければならない。

(施行の細則)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行の期日)

1. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
2. 民間保育所障害児保育費補助金交付要綱(昭和53年12月16日施行)については廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

神戸市すこやか保育支援事業補助金

- (1) 要綱第2条第1項第1号該当児童1人につき
137,930円/月
- (2) 要綱第2条第1項第2号該当児童1人につき
206,890円/月
- (3) 要綱第2条第1項第3号該当児童1人につき
59,740円/月

ただし、保育士資格を有するものを雇用していない場合は、上記補助単価の1/2の額(百円未満切捨)とする。